

2014年度の再生可能エネルギー買取価格と 固定価格買取制度をめぐる論点

寺林 暁良

はじめに

2012年7月に本格導入された再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度は、今年4月に3年度目を迎えることになった。本稿では、14年度の再生可能エネルギー電力の買取価格及び買取区分を概観した後、固定価格買取制度の特徴と今後の改正に向けた論点を整理することとしたい。

買取価格については、導入件数が少なく、状況見極めの必要性が高いことなどから据え置きとなった。

経済産業省は、同制度導入時に再生可能エネルギーの普及に向け、高めの買取価格を設定することを明言したが、太陽光のIRRやその他の種類の買取価格が据え置かれたことを踏まえると、14年度の買取価格も、引き続き高い水準にあるといえるだろう。

一方、14年度には、「洋上風力」、「既

2014年度の買取価格

図表1は、制度導入以降の再生可能エネルギーの買取価格を示したものである。

14年の買取価格をみると、太陽光発電の10kW未満（余剰買取）は前年度の1kWhあたり税込38円から37円へと、10kW以上は同じく税抜36円から32円へと引き下げられた。ただし、これは太陽光発電システムの導入費用の低下を反映したものである（図表2）。実際、内部収益率（IRR）は前者が3.2%、後者が6%に設定されているが、これは前年度から据え置かれている水準である。

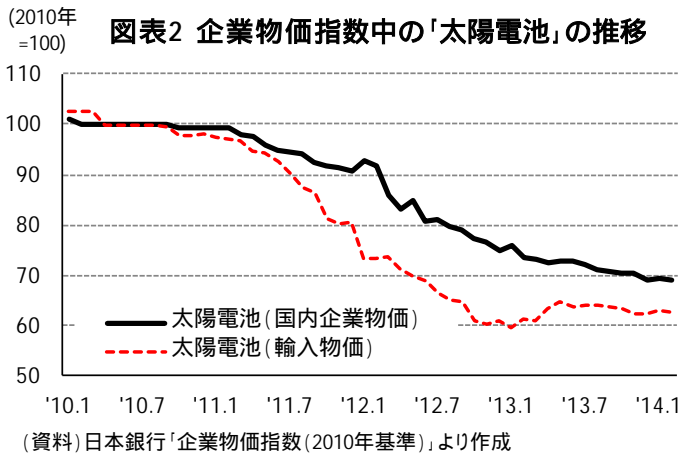
また、その他の種類の

図表1 再生可能エネルギーの買取価格

種類		12年度	13年度	14年度		
		買取価格			IRR (税前)	調達 期間
		円/kWh(税抜)			(%)	(年)
太陽光	10kW未満	42 ^(注)	38 ^(注)	37 ^(注)	3.2	10
	10kW以上	40	36	32	6	20
風力	洋上			36	10	20
	陸上20kW未満	55	55	55	8	20
	陸上20kW以上	22	22	22	1.8	20
既設導水路活用 中小水力	200kW未満			25	7	20
	200kW以上1MW未満			21	7	20
	1MW以上30MW未満			14	7	20
新設 中小水力	200kW未満	34	34	34	7	20
	200kW以上1MW未満	29	29	29	7	20
	1MW以上30MW未満	24	24	24	7	20
地熱	15MW未満	40	40	40	13	15
	15MW以上	26	26	26	13	15
バイオマス	メタン発酵ガス化	39	39	39	1	20
	未利用木材燃焼	32	32	32	8	20
	一般木材等燃焼	24	24	24	4	20
	リサイクル木材燃焼	13	13	13	4	20
	廃棄物燃焼	17	17	17	4	20

(資料) 経済産業省告示、調達価格等算定委員会「調達価格及び調達期間に関する意見」より作成

(注) 太陽光10kW未満(住宅用・余剰分買取)の買取価格は税込である。



設導水路活用小水力」という区分が新設された。洋上風力は、大規模開発が可能な分野として、大企業等から注目が集まっていた。また、既設導水路活用小水力は、既存の中小水力発電で利用していた土木設備をそのまま利用し、発電設備の更新のみを行った場合に適用される価格区分である。

このように、今後も買取価格区分は、社会的ニーズや導入状況、システム導入コストなどに応じて、順次見直されていくことになるだろう。

順応的な見直し・改定が不可欠な制度

そもそも、固定価格買取制度を理解する上で最も重要なのは、様々な状況に合わせて、順応的に見直し・改定が行われることが前提となっている制度であるということである。ここでいう制度の見直し・改定とは、毎年度の買取価格・買取区分の見直しだけを指すわけではなく、制度自体の改定などを幅広く含むものである。こうした見直し・改定は、例えば次のような場合に求められることになる。

第一に、再生可能エネルギーの技術革新である。技術革新が進み、再生可能エネルギーによる発電コストが、低下すれば、それに合わせて買取価格は低下する

ことになるし、その他の発電方法のコストと変わらなくなる状況、すなわちグリット・パリテイが実現されれば、固定価格買取制度は不要になる。

第二に、特定の再生可能エネルギーの普及が重視される場合である。今年度に「洋上風力」や「既設導水路活用中小水力」の買取区分が新設されたことは、この典型例だといえる。

第三に、ポリシーミックスの中でのバランスである。再生可能エネルギーを普及するための政策手段には、固定価格買取制度だけではなく、導入補助金、減税・免税措置、電力システム改革など、多様なものが想定できる。そのため、これらの政策との兼ね合いでも、見直しや改正が行われうるといえるだろう。

固定価格買取制度が順応的に変化していくことは、「政策変更リスク」として再生可能エネルギー事業を行う上でのリスクとして捉えられることもある。しかし、再生可能エネルギーに関する情勢を正しく把握しておけば、こうしたリスクは減らせるし、むしろチャンスを拡大させることにもなりうる。

そこで、以下では、固定価格買取制度をめぐる、今後どのような点が議論の対象となりうるのかを整理してみたい。

制度見直し・改正をめぐる論点

(1) 認定件数と運転開始数の乖離

固定価格買取制度の見直しや改正を巡る論点として、まず、認定件数と運転開始数に乖離がみられる状況が続いていることが挙げられる。

図表3は、13年12月時点の再生可能

図表3 再生可能エネルギー設備の認定・運転開始状況(2013年12月末)

	件数(件)			出力(設備容量, kW)		
	認定 a	運転開始 b	b/a	認定 c	運転開始 d	d/c
太陽光	774,146	534,293	69.0%	28,381,343	6,845,314	24.1%
10kW未満	519,231	441,908	85.1%	2,257,099	2,016,319	89.3%
10kW以上1MW未満	251,404	91,572	36.4%	10,783,243	3,363,850	31.2%
1MW以上	3,511	813	23.2%	15,341,001	1,465,145	9.6%
風力	99	16	16.2%	956,328	74,048	7.7%
20kW未満	9	4	44.4%	6	2	33.3%
20kW以上	90	12	13.3%	956,322	74,046	7.7%
中小水力	102	33	32.4%	244,084	4,680	1.9%
200kW未満	53	26	49.1%	3,292	1,158	35.2%
200kW以上1MW未満	24	7	29.2%	14,086	3,522	25.0%
1MW以上30MW未満	25	0	0.0%	226,706	0	0.0%
地熱	12	1	8.3%	13,061	48	0.4%
15MW未満	12	1	8.3%	13,061	48	0.4%
15MW以上	0	0	0.0%	0	0	0.0%
バイオマス	92	34	37.0%	716,493	119,433	16.7%
メタン発酵ガス化	39	15	38.5%	7,578	1,818	24.0%
未利用木材燃焼	12	3	25.0%	150,380	12,900	8.6%
一般木材等燃焼	13	2	15.4%	349,615	29,765	8.5%
リサイクル木材燃焼	3	0	0.0%	43,870	0	0.0%
廃棄物燃焼	25	14	56.0%	165,050	74,950	45.4%
合計	774,451	534,377	69.0%	30,311,309	7,043,523	23.2%

資料:資源エネルギー庁「再エネ設備認定状況」(2013年12月末時点)

エネルギー設備の認定・運転開始状況である。これをみると、1MW (=1,000kW)以上の太陽光では、認定数のうち件数で23.2%、出力で9.6%しか運転を開始していないことがわかる。また、他の再生可能エネルギーに関しても、運転を開始した割合は低水準にとどまっている。

再生可能エネルギー事業は、日本の場合、まず計画を策定した段階で経済産業省に認定申請を行い、認定された後に電力会社との売電契約や資金調達、設備の建設等を行うため、設備認定と運転開始には、時間差が生じる。太陽光は需要増に伴い機材調達等が遅れているという事情があるほか、風力やバイオマスなどについては、地域での合意形成も含めて事業化までに一定の時間を要することから、

認定件数と運転開始数に乖離が生まれるのは当然であり、それ自体は問題ではない。

問題は、太陽光事業の設備認定案件の中に、事業化の実現性が低い案件や、設備認定時点の買取価格が適用されることを悪用してパネル価格の低下を待っているような案件があるとされることである。これに対して資源エネルギー庁は、14年から認定運用の一部を変更し、50kW以上の太陽光設備に関しては、登記簿謄本や発注書等の提出が義務付けられ、これらが確認できない場合は認定が失効するようになった。今後も、こうした問題に対しては、逐次対応策がとられることになると思われる。

また、固定価格買取制度を日本に先駆

けて導入したドイツでは、買取価格が月ごとに決められ、運転開始月の価格が適用されるため、早期事業化を促進するしくみとなっている。日本でも、こうした事例を参考に制度改正が行われる可能性も考えられよう。

(2)太陽光以外の再エネ普及

次に、太陽光が堅調に拡大しているのに対して、風力やバイオマス、小水力、地熱の件数はそれほど増えていない点である。

その原因は、送電線網の脆弱な地域に自然資源が偏在していること、自然条件の厳しさや採算性などの技術的な壁があること、環境影響評価（環境アセスメント）などの手続き・規制への対応に時間がかかること、立地地域住民との間で合意形成が必要になること等などが挙げられる。

ただし、風力の環境影響評価の対象事業規模は、第1種で10MW以上、第2種でも7.5MW以上と、大規模なものに限られている。小規模な風車1~2本を地域住民ら出資し合って建設するような場合には、合意形成等の問題も起こりにくいと考えられるが、実際にはこうした中規模・小規模な風車の認定も進んでいない。

こうした状況を受けて、普及が進まない再生可能エネルギーについては、今後制度面で優遇策が検討される可能性はある。例えば、現在風力は20kW未満とそれ以上で買取区分が設けられているが、地域分散型での普及を促進するよう、より細かく買取区分を行うことも有効ではないかと思われる。また、バイオマスに関しては、設備規模に応じた買取区分のほか、熱利用を並行して行う設備に買取区

分を設定することも考えられるだろう。

おわりに 地域分散という課題

今後の対応に向けて議論を重ねる必要があるのは、地域分散型での普及を政策的に支援すべきかどうかである。

再生可能エネルギーは、天候等に発電量が左右されるため、場所やエネルギー源などでポートフォリオを組むことが、安定供給のためにも望ましいとされている。また、地域分散型での普及によって、地域経済の活性化を目指す方向性も考えられる。

日本では、再生可能エネルギー事業の多くが都市部の大企業によるものであるといわれている。山下(2014)によると、日本のメガソーラー事業では、地域主導の事業は件数で8%、設備容量で3%に過ぎず、それ以外は地域外の企業が地域で集中的に行う事業であるという。

一方のドイツでは、固定価格買取制度自体は、地域分散型と大規模集中型のどちらに対しても中立的であるが、地域分散型での普及が進んできた実態がある。特に、一般市民や農家はその担い手として大きな役割を果たしている(寺西ほか編2013)。

地域分散型での普及は、電力システム改革による送電線網の整備や発電・小売の自由化など、他の政策の影響が大きいと考えられるが、固定価格買取制度の運用でも、課題として認識し、措置を講じていくべきだと思われる。

参考文献

- ・ 寺西俊一・石田信隆・山下英俊編(2013)『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換』家の光協会
- ・ 山下英俊(2014)『再生可能エネルギーによる地域の自立を目指して』『環境と公害』43巻4号